

は、友愛會員の増加は即ち電業員組合幹部の衰滅を導くもの、彼等幹部の友愛會に對する感情の如何なるものなるや蓋し想像するに難からず。

如何關係に立つ電業員組合幹部は、會社に對する妥協的意思よりは寧ろ自己の地位に及ぼすべき影響を憂へて、徹頭徹尾友愛會の參加を排し、爭議勃發以來如何なる形式の下にも友愛會に交渉を行ふこと無かりき。

然るに同組合員を脱退して友愛會に加盟せる所謂硬派職工とは、友愛會の應援を希望するもの渺からず、爭議以來同會に向つて之れを乞ふこと屢々なりしかば、三日夜七時より西野田江成町の聯合會本部に臨時代議員を召して協議を重ねたる結果、同會主事西尾末廣氏が、佐藤電業員組合長の態度を快しとせずして希望せざりしに拘らず、苟くも同社内に加盟會員を有する以上、之れを黙視すべきにあらずとなし、電業員組合の意思如何に考慮せず、協同動作に出づるべき決議を行ひたれば、從業員側の氣勢は著しく強められたり。

然るに友愛會の嚮背に就き深甚の注目を拂ひ居たる警察當局は、同會の態度決定と共に傍かに佐藤電業員組合長を警察部に招き、種々戒告を與ふる所ありき。

それがあらぬか四日友愛會造船労働組合員が春日出、安治川兩發電所に到りて激勵演説を試みたる際にち、電業員組合側は之に應酬せず、同日更に友愛會所屬團體が一整に示威運動を行ふべき計畫をすらも、佐藤電業員組合長は之れを拒絶し、兩者の交渉は全く斷絶の狀態に陥りたり。

▽重要三ヶ條の運命

一方會社側は三日早朝より労働問題調査委員會を開催し、要求條項の各條に亘り協議を重ねたるが上述せる如く第一、第六並第十三の各條は依然として難關たるの觀あり。殊に第一條團體交渉權に就ては法律的意義の極めて不明確なるため、其解釋すら容易ならざる有様にして、而も委員中一二の間には承認論者ありて、到底決定的對案を作成すること能はざりき。

翌る四日も委員會を續會し之れが審議に長時間を要したるが、團體交渉權は同社法律顧問に詮問したるも遂に其意義判明するに至らず、他には同業者間の注告もありたるため遂に拒絶と決し、其代償として警察部よりの勸告に基き現委業員會制の採用に關して考究する所ありしも、同時に第六條第十三條も拒否に決し、五日の役員會議に入れり。

斯く會社は略内意を決すると共に、電力補充策に對して更に應急準備を講せり。